

7 主な指標

| 基本目標 | 項目 | 現状値(R4) | 目標値(R9) |
|------|---|--|--|
| I | 地域や職場で男女が対等に活躍できていると感じる人の割合 | 33.8% | 40.0% |
| | 学校など教育の場で男女が平等になっていると思う人の割合 | 62.5% | 80.0% |
| | 各地区のまちづくり協議会の役員に占める女性の割合 | 34.9% (R2) | 44.0% (R7) |
| II | 審議会等委員に占める女性の割合 | 42.4% | 50.0% |
| | 市内企業の管理職に占める女性の割合 | 14.9% | 17.0% |
| | 職場で男女が平等になっていると思う人の割合 | 34.7% | 45.0% |
| | 「ワーク・ライフ・バランス」を実践できていると思う人の割合 | 51.2% | 60.0% |
| | 子育て応援企業登録数(累計) | 22事業所 | 32事業所 |
| | 安心して子どもを生み育てられると感じている人の割合 | 38.2% | 50.0% |
| III | 配偶者等から一度でも暴力を受けたことがある人の割合 | 9.8% | 7.8% |
| | 公的機関が実施するDV被害者支援の相談窓口を知っている人の割合 | 6.7% | 10.0% |
| IV | 笠岡市民の健康寿命 | 男性:79.6年 (平均寿命80.7年) 女性:84.8年 (平均寿命87.7年) (R2) | 男性:79.8年 (平均寿命81.3年) 女性:86.1年 (平均寿命88.5年) (R7) |
| | 「性的少数者の総称である『LGBTQ』について知っている」人の割合 | 81.0% | 100.0% |
| | 各地区自主防災組織(112組織)のうち市が助成した防災士の女性が活躍している組織の割合(組織) | 13.4% (15組織) | 26.0% (30組織) |

第5次 かさおか ウィズプラン



第5次笠岡市男女共同参画基本計画

概要版

1 策定の背景・趣旨

現代社会では、男女がお互いの人権を尊重しつつあらゆる分野に参画し、性別に関係なく個性や能力、さらに多様な価値観を認め合う「ダイバーシティ&インクルージョン」社会の実現が重要となっています。さらに、成長社会から成熟社会に移行した現代では、市民一人ひとりの心が満たされ、幸せを実感する「ウェルビーイング」を高めていくことも求められています。

変化が激しく不確実な時代の中で、男女共同参画社会の実現に向けた施策を計画的に推進することで、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、自分の生き方を選択できる社会を創造するとともに、持続的に成長し発展する社会の構築に向けて「第5次かさおかウィズプラン」を策定しました。

策定の背景と策定方針

社会経済の変化・潮流

▼

持続可能な社会の実現

- 人口減少と少子高齢化の進行(地域の過疎化、消費動向への影響、労働力不足による経済活動の減少など)
- 核家族化の進行(世帯・家族形態の変化、未婚者・単身者の増加、介護問題、生き方の多様化など)
- Society5.0時代への対応、高度情報化社会の到来、DXの推進
- 多文化共生社会への転換、多様性の尊重
- 環境対策・気候変動、自然災害の激甚化への対応
- 地域の安全確保や予見しにくい犯罪や事故への対応

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「笠岡市男女共同参画推進条例」第7条の規定に基づいて、笠岡市が男女共同参画社会の実現に向けて取り組む施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念(笠岡市の目指す将来像)

変化が激しく予測が困難な時代の中で、私たちは人生100年時代のライフステージにおいて、個性と能力を発揮して自分らしく生きていきたいと願っています。そこで笠岡市が目指すのは、性別や年齢、個人の価値観など、多様性を認め合う「ダイバーシティ&インクルージョン」が実現した社会です。様々な選択肢がある中で、自分の意思で人生を選択し自分らしく生きることで、心身ともに健康で幸福なウェルビーイングを実感することができます。

笠岡市では、これまで様々な施策に取り組んできたことで男女共同参画に対する市民の意識に一定の変化が起きています。この流れをさらに加速させ新しい景色を描いていくため、目指す将来像を「男女が共に、個性と能力を発揮してウェルビーイングを実感できるまち」とします。

男女が共に、
個性と能力を発揮して
ウェルビーイングを
実感できるまち



5 施策体系

男女が共に、個性と能力を発揮してウェルビーイングを感じできるまち

基本理念

基本目標

基本施策

基本目標Ⅰ

全ての市民が
男女共同参画を強く
意識する社会

基本施策①

男女共同参画の意識づくり

基本施策②

学びの場における男女共同参画の推進

基本施策③

地域での男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ

働く場において男女が
共に能力を発揮して
活躍できる社会

(第2次笠岡市女性活躍推進計画)

基本施策④

女性活躍推進に向けた基盤の強化

基本施策⑤

働く場での男女共同参画の推進と
働きやすい職場環境の向上

基本施策⑥

ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ

あらゆる暴力を根絶し、
誰もが安心して
暮らせる社会

(第3次笠岡市DV防止基本計画)

基本施策⑦

男女間のDV防止及び被害者支援の推進

基本目標Ⅳ

多様性を認め合い、
心豊かで幸せを
実感できる社会

基本施策⑧

生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策⑨

多様性の理解促進と暮らしやすさへの支援

基本施策⑩

助け合い・支え合いの地域づくり

6 計画の内容

基本目標Ⅰ 全ての市民が男女共同参画を強く意識する社会

子どもから大人まで全ての市民に、お互いを認め合う意識と多様性への理解、男女共同参画・女性活躍に関する認識を深められるように、広報・啓発等を推進します。

社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見や思い込み)などの解消に向けた取組を推進し、市民の男女共同参画に関する意識の変革・高揚に努めます。

基本施策① 男女共同参画の意識づくり

- ① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
- ② 基本人権・多様性に関する理解促進



基本施策② 学びの場における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- ② 男女共同参画推進のための生涯学習の充実



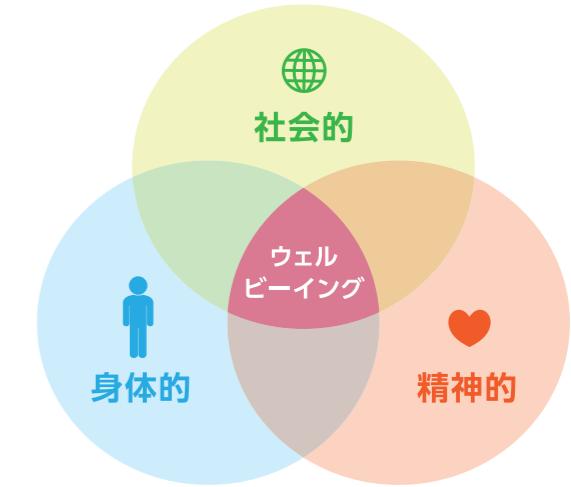
基本施策③ 地域での男女共同参画の推進

- ① 地域活動における男女共同参画の推進
- ② 家庭における男女共同参画の教育・学習の推進



well-being (ウェルビーイング)

「身体的・精神的・社会的に良好で、持続的に満たされている状態」を指します。happiness(ハピネス)のような一時的な幸せとは異なりその状態が継続している点が特徴です。近年では社会的な幸福を測る指標としても注目されています。



基本目標Ⅱ 働く場において男女が共に能力を発揮して活躍できる社会

【第2次笠岡市女性活躍推進計画】

働く場において男女間の格差を解消し、計画の立案など初期段階から男女が対等な立場で共同して参画する環境づくりを推進します。

長時間労働の解消や性別による役割分担意識を改めるなど、女性の参画拡大を促進するため、男女ともに能力を発揮して活躍し、働き続けられる社会に向けて意識改革を図ります。

全ての働く人がやりがいを感じ、誇りをもって働き続けられるように、職業能力の開発やキャリア形成、リスキリング等の機会提供を支援するとともに、多様で柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスを推進します。



基本施策④ 女性活躍推進に向けた基盤の強化

- ① 政策・方針決定過程からの女性活躍の促進
- ② 女性の人材育成支援

基本施策⑤ 働く場での男女共同参画の推進と働きやすい職場環境の向上

- ① 雇用機会均等の促進
- ② 働きやすい職場環境の整備促進

基本施策⑥ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの理解推進
- ② 仕事と子育て・介護の両立への支援
- ③ 男性の意識変革と家庭生活や地域活動への参画の促進



基本目標Ⅲ あらゆる暴力を根絶し、誰もが安心して暮らせる社会

【第3次笠岡市DV防止基本計画】

若年期における交際相手からのデートDVを含め、男女間の暴力等をめぐる状況に対応しながら、暴力に関する正しく認識するための啓発を推進とともに、あらゆる暴力の根絶に向けた相談体制と被害者支援の強化を図ります。



基本施策⑦ 男女間のDV防止及び被害者支援の推進

- ① 様々な暴力・ハラスメントの根絶に向けた教育・啓発の推進
- ② 相談・支援体制と被害者の自立に向けた支援の充実

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、心豊かで幸せを実感できる社会

身近な自分たちの暮らしの中から生き方を自ら選択し、男女が心身ともに健康で、学び、活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等の両立支援の体制づくりを推進します。

生活困窮に陥った世帯や新たな社会課題であるヤングケアラーなど困難を抱える人々への支援を推進することで、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

住民同士が支え合う地域づくりを推進し、誰もが安心して暮らせて幸せを実感できる環境づくりを目指します。



基本施策⑧ 生涯を通じた健康づくりの推進

- ① 生涯を通じた健康支援の推進
- ② 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援の推進

基本施策⑨ 多様性の理解促進と暮らしやすさへの支援

- ① 多様性を認め合う地域づくり
- ② 生活に困難を抱える人々への支援策の確立

基本施策⑩ 助け合い・支え合いの地域づくり

- ① 支え合い・助け合い活動の支援
- ② 防災・地域の安全における男女共同参画の推進

